

## 高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約） 仕様書

この仕様書は、高砂市民病院で使用するガスの供給について定めたものである。

### 1 供給対象

- (1) 対象施設 高砂市民病院
- (2) 供給場所 兵庫県高砂市荒井町紙町3番1号
- (3) 業種及び用途 医療業 一般病院

### 2 需要設備の概要

- (1) ガスの種類 都市ガス13A
- (2) 供給熱量 45 MJ/m<sup>3</sup>N
- (3) 供給圧力 中圧B（1本）、低圧（1本）
- (4) 対象計量器

種類	番号	供給圧力	負荷計測器	供給地点特定番号	備考
CR350	1189	中圧B	有	00212900072917609	ボイラ
M50GP	6920	低圧	有	00212700072917603	厨房
M10GP	0035	低圧	有	00212800072917601	一般

### 3 使用条件の概要

対象計量器毎に適用する以下(1)～(5)の数値の設定について、大口供給制度供給条件により定めのある場合は、同条件により設定された数値を採用とする。

- (1) 契約年間ガス使用量 468,000 m<sup>3</sup>  
(1年間の契約予定月別ガス使用量の合計量をいう。)
- (2) 契約年間最低取引量 327,600 m<sup>3</sup>  
(1年間において最低引取らなければならないガス量をいう。)
- (3) 契約最大使用流量 190 m<sup>3</sup>/hr  
うち、中圧B188 m<sup>3</sup>/hr、低圧2 m<sup>3</sup>/hr  
(1年間を通じての1時間当たりの最大ガス使用量をいう。)
- (4) 契約最大需要期使用量 179,000 m<sup>3</sup>  
(11月定例検針日の翌日から3月定例検針日までの期間における使用量の合計量をいう。)
- (5) 予定月別使用量  
別表1のとおりとする。なお、実績月別使用量は、別表2のとおりである。

### 4 供給期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日までの1年間とする。

## 5 需給地点

需給場所における敷地境界とする。

## 6 ガス供給設備の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし取引用計量装置は、一般ガス導管事業者の所有とする。

## 7 供給の方法

高砂市民病院で使用するガスを需要に応じて全量供給するものとする。

## 8 検針日及び計量

検針日は原則毎月月末とする。ただし、それに依りがたい場合は一般ガス導管事業者が定める日とする。また、末日が休日にあたる場合には、原則として、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針する。この場合には、末日に検針したものとみなす。

## 9 料金制度

(1) ガス料金は、原料費料金、託送料金、諸経費料金とする。

ただし、供給するガス会社の料金体系が異なる場合は別途協議する。

(2) 入札時の料金の算出にあたり原料費料金は、全日本通関統計の令和7年1月～令和7年12月までの公表値の平均原料単価（LNG：87,483円/t、LPG：85,103円/t）を用いて算出する。また、入札に当たっては、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等が実施される場合は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等に基づく値引き前の金額で入札を行い、実際の料金請求時に値引きを行うこと。なお、契約締結における原料費料金は、受注者の定める約款や供給条件等に基づき取り扱うものとする。また、石油石炭税等租税課金は、LNG：1,860円/t LPG：1,860円/tを用いて算出する。

(3) 平均原料単価は全日本通関統計値を用いることとし、根拠資料を添付すること。

(4) 託送料金は、一般ガス導管事業者の託送供給約款を適用するものとし、一般ガス導管事業者が設定した託送供給約款が変更になった場合は、変更後の一般ガス導管事業者の託送供給約款に定める託送供給料金によるものとする。

## 10 ガス料金の単価調整

(1) 原油等の価格変動があり、原料費が変動した場合において、ガス需給契約に基づき改定できるものとする。

(2) 単価調整とは、入札時に算出された原料費調整額と、請求時に算出された原料費調整額との差額を、入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。

(3) 原料費調整額とは、一定期間内の原料コストの変動に伴い、各社の基準となるガス量

単価に修正を加えるべき増減分を意味する。

#### 11 契約年間ガス使用量の増減

高砂市民病院におけるガス使用量は、都合により契約年間使用量を上回り、又は下回ることができる。

ただし、この仕様書に記載の契約年間最低引取量に満たない場合、契約最大使用量を超過した場合、契約最大需要期使用量を超過した場合に対し補償料を規定する場合は、補償料の発生条件や算定式等を契約時に提示すること。

#### 12 安定供給

ガス供給者は一般ガス導管事業者と協力の上、高砂市民病院の業務に支障が生じることがないようにガスの安定供給を図ること。

ただし、次の各項目のいずれかに該当するときは、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限、もしくは中止の申出をすることができる。

- (1) ガス需給上やむを得ない場合
- (2) 一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合
- (3) 一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合
- (4) 天災地変等の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

#### 13 保安に関する事項

ガス供給者は、365日/24時間対応可能な保安体制を整備し、内管(ガス管)に関する連絡先、消費機器に関する連絡先を提出すること。

万が一緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、ガス供給者は一般ガス導管事業者と協力し、速やかかつ適切に対応すること。また、従来の保安レベルを担保するため、ガス供給者は、別表3の点検項目を実施すること(次回点検予定が契約期間内の場合に限る)。

#### 14 その他

(1) 料金その他を計算する場合の端数処理は、次のとおりとする。

ア 合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税相当額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(2) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る賃借者の支出予算において減額又は削除があった場合、賃借者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(3) 契約は、供給期間におけるガス需給についての基本契約とする。なお、各年度供給開始時に供給条件についての詳細事項を定めた需給契約を締結する。

(4) この仕様書に記載がない事項については、ガス調達事業者が定めるガス供給条件等に準ずるものとし、発注者と受注者において協議する。

#### 15 本契約期間中の変更予定について

(1) 高砂市民病院は令和9年4月1日から指定管理者（未定）による運営が行われる予定であり、令和9年4月1日からの当院のガス使用者は指定管理者(未定)となる予定。

(2) 令和9年4月1日から同年6月30日までの本契約期間中に当院で使用されたガスの使用料金（清算金含む）については本契約通り高砂市が支払う。なお、令和9年4月1日から同年6月30日までのガス使用料金の支払者を高砂市病院事業管理者から高砂市長へ変更予定。

(変更前)	→	(変更後)
住 所 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号	→	兵庫県高砂市荒井町千鳥1-1-1
発注者 高砂市（変更無し）	→	高砂市（変更無し）
代表者 高砂市病院事業管理者	→	高砂市長

#### 別表1（予定月別使用量）

各月ごとの予定ガス使用量

年月	ガス使用量	左記のうち低圧分
4月	23,000 m <sup>3</sup>	480 m <sup>3</sup>
5月	21,000 m <sup>3</sup>	480 m <sup>3</sup>
6月	35,000 m <sup>3</sup>	480 m <sup>3</sup>
7月	53,000 m <sup>3</sup>	530 m <sup>3</sup>
8月	53,000 m <sup>3</sup>	490 m <sup>3</sup>
9月	48,000 m <sup>3</sup>	460 m <sup>3</sup>
10月	27,000 m <sup>3</sup>	500 m <sup>3</sup>
11月	29,000 m <sup>3</sup>	440 m <sup>3</sup>
12月	41,000 m <sup>3</sup>	410 m <sup>3</sup>
1月	54,000 m <sup>3</sup>	500 m <sup>3</sup>
2月	44,000 m <sup>3</sup>	410 m <sup>3</sup>
3月	40,000 m <sup>3</sup>	490 m <sup>3</sup>
合計	468,000 m <sup>3</sup>	5,670 m <sup>3</sup>

別表 2 (実績月別使用量)

令和 5 年 4 月からの月別ガス使用量実績

検針年月	ガス使用量	検針年月	ガス使用量	検針年月	ガス使用量
令和 5 年 4 月	30,158 m <sup>3</sup>	令和 6 年 4 月	26,084 m <sup>3</sup>	令和 7 年 4 月	24,878 m <sup>3</sup>
年 5 月	30,591 m <sup>3</sup>	5 月	23,200 m <sup>3</sup>	5 月	22,522 m <sup>3</sup>
6 月	43,344 m <sup>3</sup>	6 月	28,208 m <sup>3</sup>	6 月	37,018 m <sup>3</sup>
7 月	81,697 m <sup>3</sup>	7 月	55,734 m <sup>3</sup>	7 月	56,298 m <sup>3</sup>
8 月	89,605 m <sup>3</sup>	8 月	56,026 m <sup>3</sup>	8 月	57,172 m <sup>3</sup>
9 月	67,798 m <sup>3</sup>	9 月	48,389 m <sup>3</sup>	9 月	51,641 m <sup>3</sup>
10 月	32,872 m <sup>3</sup>	10 月	26,262 m <sup>3</sup>	10 月	28,599 m <sup>3</sup>
11 月	28,983 m <sup>3</sup>	11 月	27,397 m <sup>3</sup>	11 月	30,713 m <sup>3</sup>
12 月	41,335 m <sup>3</sup>	12 月	38,755 m <sup>3</sup>	12 月	42,563 m <sup>3</sup>
令和 6 年 1 月	51,635 m <sup>3</sup>	令和 7 年 1 月	53,540 m <sup>3</sup>	令和 8 年 1 月	56,213 m <sup>3</sup>
2 月	43,094 m <sup>3</sup>	2 月	46,864 m <sup>3</sup>	2 月	43,749 m <sup>3</sup>
3 月	42,083 m <sup>3</sup>	3 月	40,328 m <sup>3</sup>	3 月	40,120 m <sup>3</sup>
合計	583,195 m <sup>3</sup>	合計	470,787 m <sup>3</sup>	合計	491,486 m <sup>3</sup>

令和 5 年 4 月からの月別最大ガス使用量実績

検針年月	最大ガス使用量	検針年月	最大ガス使用量	検針年月	最大ガス使用量
令和 5 年 4 月	107 m <sup>3</sup> /h	令和 6 年 4 月	91 m <sup>3</sup> /h	令和 7 年 4 月	97 m <sup>3</sup> /h
5 月	123 m <sup>3</sup> /h	5 月	71 m <sup>3</sup> /h	5 月	101 m <sup>3</sup> /h
6 月	205 m <sup>3</sup> /h	6 月	205 m <sup>3</sup> /h	6 月	128 m <sup>3</sup> /h
7 月	196 m <sup>3</sup> /h	7 月	162 m <sup>3</sup> /h	7 月	146 m <sup>3</sup> /h
8 月	200 m <sup>3</sup> /h	8 月	158 m <sup>3</sup> /h	8 月	172 m <sup>3</sup> /h
9 月	226 m <sup>3</sup> /h	9 月	151 m <sup>3</sup> /h	9 月	169 m <sup>3</sup> /h
10 月	127 m <sup>3</sup> /h	10 月	112 m <sup>3</sup> /h	10 月	88 m <sup>3</sup> /h
11 月	105 m <sup>3</sup> /h	11 月	92 m <sup>3</sup> /h	11 月	106 m <sup>3</sup> /h
12 月	133 m <sup>3</sup> /h	12 月	143 m <sup>3</sup> /h	12 月	135 m <sup>3</sup> /h
令和 6 年 1 月	139 m <sup>3</sup> /h	令和 7 年 1 月	136 m <sup>3</sup> /h	令和 8 年 1 月	147 m <sup>3</sup> /h
2 月	135 m <sup>3</sup> /h	2 月	137 m <sup>3</sup> /h	2 月	152 m <sup>3</sup> /h
3 月	132 m <sup>3</sup> /h	3 月	125 m <sup>3</sup> /h	3 月	0 m <sup>3</sup> /h

別表 3 (ガス供給者による点検項目)

項 目	頻 度	次回点検 (予定)
消費機器の漏洩点検(地上部分)	4 年に 1 回	令和 10 年 7 月
消費機器の漏洩点検(地下部分)	1 年に 1 回	令和 8 年 7 月